

## 第7回全国健康保険協会船員保険協議会議事録

### 第7回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時：平成22年10月28日（木）10：00～11：30

開催場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）会議室

出席者：岩村委員、池田委員、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、清水委員、  
田中委員、三木委員（五十音順）

議題： 1．平成23年度の保険料率について  
2．船員保険事業の実施状況について  
3．その他

岩村委員長 若干早いのですが、ご予定の方皆様お揃いでございますので、ただいまから第7回の船員保険協議会を開催させていただきます。

きょうの出席状況でございますけれども、佐々木委員、田付委員、そして野川委員からご欠席というご連絡を頂戴しております。

また、大内委員が遅れて到着される見込みでございます。

それではまず、きょうの資料の確認などにつきまして、事務局のほうからお願いをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

神田次長 まず、本日のオブザーバーといたしまして、厚生労働省保険局よりご出席をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日、お手元にお配りしてあります資料は、

資料1 - 1、船員保険の平成21年度単年度収支決算の概要。

資料1 - 2、船員保険の収支見込み。

資料1 - 3、船員保険財政に関連する指標の動向。

資料1 - 4、平成23年度の保険料率について。

資料1 - 5、船員保険の中期的財政収支見通しについて。

資料2、平成22年度船員保険事業の上半期の実施状況及び下半期の取り組みについて。

資料3、船員保険のシンボルマークについて。

参考資料、平成20年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について（概要）。

それから別途、厚生労働省提出資料でございます。ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 皆様、資料のほうはよろしゅうございましょうか。

それでは、議事に入りたいと思っております。お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思っております。

まず議題の1番目でございます、それに関して事務局のほうから船員保険の収支状況などについて、資料1-1から資料1-4についてご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

神田次長 それでは、まず資料1-1をごらんください。

船員保険の平成21年度単年度収支決算の概要でございます。この決算につきましては、従来、国の時代に行っておりました決算と同様の手法により作成したものでございます。ただし、22年1月以降につきましては、統合された労災保険及び雇用保険に相当する部分の収支が除外されております関係上、20年度以前の決算との比較は困難である旨、ご了解願います。

初めに恐縮ですが、最後の7ページの資料をごらんいただきたいと思っております。21年度決算全体のイメージ図になります。

まず上の四角の部分ですが、21年12月までの国の時代、船員保険特別会計の収支でございます。

それから、真ん中に小さな四角がございますが、22年1月以降、国の年金特別会計健康勘定のほうに年金機構が徴収した保険料が入りまして、この保険料が下の四角の協会のほうに保険料交付金として交付されております。

また、右上に向かって矢印が伸びておりますが、日本年金機構が実施する適用徴収業務に要する経費といたしまして、別途健康勘定から業務勘定に支払われております。本日の資料につきましては、これらを含めた船員保険全体の決算になります。

なお、下の注意書きにありますように、国から協会に対する保険料交付金には、次年度に交付される未交付分を含みますので、国の保険料収入とは一致しておらないことを申し添えます。

それでは恐縮ですが、1ページにお戻り願います。

21年度単年度の収支決算でございますが、全体で28億円の黒字でございます、平成15年度から7年連続の黒字でございます。全体として、まず収入面では標準報酬が昨年とほぼ同様でしたが、被保険者数の減、それから1月からの保険料率の改定などによりまして、保険料収入としては559億円、このほか別途福祉施設などの売却収入が増えた関係で、その他の収入が29億円ございました。トータルで収入全体としては652億円となっております。

支出のほうでは、22年1月から労災保険、雇用保険に相当する部分の給付費が減少いたしました、協会に移行するための経費などによりまして支出全体としては624億円ということでございます。

4番に部門別の収支でございますが、疾病部門が12億円の黒字、年金部門が6億円の赤字、失業部門が14億円の黒字ということでございます。

この結果、21年度の積立金(準備金)の残高でございますが、労災勘定、雇用勘定への移管分を除きまして353億円となっております。

次の2ページ目が全体の収支の決算、3ページ目から5ページ目にかけてそれぞれ部門別の収支決算になっております。説明は省略させていただきます。

次の6ページでございます。単年度収支決算の推移でございます。支出の下のほうに単年度収支差がございますが、14年度までは赤字基調でございましたが、15年度に黒字に転換いたしまして、以降ずっと黒字で推移しております。ただ、黒字額につきましては、17年度の74億円をピークに年々減少してきておる状況でございます。

以上が、平成21年度単年度収支決算の概要でございます。

続きまして、資料1 - 2をごらんください。

船員保険の収支見込みの疾病保険分になります。まず左側、(a)の列でございますが、22年度の収支見込みにつきまして、昨年12月時点の予算上の見込みでございますが、収入329億円に対し支出327億円ということで、収支差1億9,000万円ほどの黒字を見込んでおりました。

次の(b)の列でございますが、直近までの状況を踏まえまして見直した数字でございますが、収入328億円に対して支出328億ということで、収支差3,500万円ということで、黒字幅が少し減少しております。この要因といたしましては、まず収入におきましては標準報酬や賞与の減による保険料収入の減、それから支出のほうでございますが、保険給付費、特に現金給付費は減少しておりますが、高齢者の納付金、支援金が増加しておりますので、支出全体としては若干増えていることによるものです。

それから右の列、23年度の収支見込みでございますが、前提といたしまして現行の保険料率9.25%の据え置きを前提とした場合、収入322億円に対して支出が326億円ということで、3億7,900万円ほどの赤字が見込まれます。基礎係数につきましては、右側の備考欄にありますように被保険者数は対前年度比1.4%の減、標準報酬が0.5%の増、1人当たり給付費は1.1%の増を見込んでおります。

なお、下の注意書きにありますように、まず注2でございますが、現在講じられております70歳から75歳未満の方に対する患者負担の軽減措置、それと出産育児一時金の4万円の増額措置がございますが、これが来年度も継続される前提で試算をしております。したがって、仮にこれらが廃止されれば、あわせて1.3億円ほど赤字額が減少するということとなります。

それから、その次の注3にありますように、その他の業務経費、一般管理費につきましては、現時点では前年と同額を計上しておりますので、これにつきましては来年度の予算作成に向けて縮減を図ることとしております。

それから、注4になります。最終的に収支不足分につきましては準備金を戻入することにより収支均衡を図ることとしております。

次が2ページでございますが、災害保健福祉保険分になります。こちらのほうにつきましては、22年度の収支見込みについて、昨年12月の予算上の見込みで8億8,000万の黒字、現時点の状況でも9億3,000万の黒字を見込んでおります。また、23年度の収支見込みに

おきましても、現行の保険料率1.4%の据え置きを前提とした場合に、収入45億円に対して支出37億円ということで、7億6,200万ほどの黒字が見込まれます。

次に3ページでございますが、介護保険分になります。こちらのほうは22年度の収支見込みにつきまして、昨年12月の時点では4,700万円の黒字、現時点の状況でも5,800万円の黒字を見込んでおります。ただし、注3にございますように、累積では22年度末現在で2,300万円不足しております。これを返済いたしまして、23年度単年度の収支均衡を図るためには、23年度の料率を現行の1.47から1.55に引き上げた場合の試算でございますが、収入33億4,000万に対して支出33億円ということで、4,000万円ほどの黒字が見込まれるという状況でございます。

4ページのほうにこの具体的な内訳を示しております。下の段のほうに介護保険料率の算定式を示しておりますが、まず(1)として単年度収支が図れる料率、それから(2)が22年度不足額を補う場合の料率、それから(3)として過年度分の未納保険料を23年度中に収納することによる減、これら3つを合わせまして最終的に1.55%になります。

なお、これにつきましては、現時点におけます暫定的な数値でございまして、最終的には国の予算編成過程において見直しが行われ、確定することとなります。

以上が資料1 - 2でございます。

続きまして資料1 - 3、船員保険財政に関連する指標の動向でございます。

まず1ページ目ですが、被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値と推計でございます。毎年同じようなカーブを描いておりますが、直近の8月の速報値では少し上昇しております。一般被保険者では38万6,540円となっております。

次の2ページ目でございますが、ただいまの標準報酬月額の月次の推移でございます。過去4年分をお示ししておりますが、22年度は上から3番目の実線になります。例年9月、10月がピークになりますので、8月で少し上向きになっておりますが、9月の状況がどうなるか注視しているところでございます。

それから、次の3ページ目、これは一般被保険者と任意継続被保険者を区分した月次の推移でございます。一般被保険者に比べまして任継被保険者の報酬は31万9,000円ちょっと、一般よりは低くなっている状況でございます。

次の4ページ目でございますが、こちらは被保険者数の推移になります。年々少しずつ減少してきておりますが、8月の速報では一般、任継を合わせて6万848人となっております。

次の5ページ目、これは被保険者数の月別の推移を示したグラフでございます。

それから、次の6ページ目、これは一般と任継を区分した月次の推移で見た場合のグラフでございます。

それから、次の7ページ目は、被扶養者数の月次の推移でございます。年度を通じましてほぼ横ばいでございますが、人数は被保険者と同様年々減ってきておりまして、8月の速報では7万7,693人ということでございます。

最後、8ページの資料でございますが、直近の医療費の動向になります。一番下の欄に22年度の数値がございます。まず一番左側で4月から7月までの平均で見ますと、医療費総額は加入者の減少もございまして、マイナス1.0%でございます。ただ、その右の1人当たり医療費総額で見ますとプラス1.3%、特に診療報酬改定の影響もございまして、内訳として、その次に入院分でございますが、入院のほうは4.8%とかなり伸びているという状況でございます。

以上が資料の3指標の動向でございます。

続きまして、資料1 - 4、平成23年度の保険料率についてでございます。

まず、財政収支の見通しでございますが、先ほどご説明したように21年度決算は黒字でございました。22年度につきましても疾病保険、災害保健福祉とも黒字が維持できるものと見込んでおります。現行の保険料率を維持した場合の23年度の収支でございますが、まずは疾病部門につきましても、被保険者数の減、それから標準報酬はほぼ横ばいで推移するというところで、収入は一定の減が予想されております。また、医療給付費につきましても、診療報酬改定等の影響によりまして伸びる見込みでございまして、収支が厳しくなるということが予想されております。今後、事業運営の効率化を行って上で、具体的には予備費相当額程度の準備金の取り崩しにより収支均衡が図れるものと見込んでおります。

一方、災害保健福祉部門につきましても、相当程度の黒字が見込まれますが、新しい制度が施行されてまだ10カ月でございます。給付の実態についてまだまだ十分把握できておらず、流動的な要素も大きいものですから、引き続き注視していくことが必要であると考えているところでございます。

次の2ページになりますが、これらを前提といたしまして23年度の保険料率につきまして、まずは疾病保険料率につきましても、必要な場合には一定の準備金を取り崩すということを中心として、現行保険料率9.25%を維持してはどうかと考えております。それから、災害保健福祉部門につきましても、今後の動向を注視していくということを中心として、23年度につきましても現行料率1.4%を維持してはどうかと考えております。

それから、介護保険料率につきましても、機械的に算出されるということもございまして、変更を行う必要があると考えております。暫定値ではございますが1.47%から1.55%への0.08%の引き上げになります。

最後に、24年度以降の保険料率の見直しにつきましても、今後、加入者集団、被保険者、被扶養者の動向、あるいは賃金、標準報酬ですが、こういった動向、それから医療給付費などの中期的な見通しをお示しすることとしておりまして、それらを踏まえまして引き続き検討することとしてどうかと考えております。

以上で、資料1 - 1から1 - 4の説明を終わります。

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました船員保険の収支状況、あるいは来年度の保険

料率ということにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。  
清水委員、どうぞ。

清水委員 ありがとうございます。資料に関してやや細かいことなので、この場でなくても結構です、お答えできる範囲で教えていただければと思います。

まず資料1 - 2でございますが、先ほどのご説明で脚注の2番で高齢受給者にかかる自己負担引き上げ凍結継続による影響分と、それから出産育児一時金の増額継続による影響について、保険給付費の額が変わり得るという説明をいただきましたが、この出産育児一時金の増額継続というのは、これは産科医療補償制度の掛け金の絡みの話だったのでしょうか、それとも何か別のファクターがあったのか。さっき、ふと説明を聞いていてどっちだったかなというふうに思いましたので、もしわかれば教えてください。

それから、収入の23年度の予算なんですが、国庫補助の金額がこれまでよりも若干減額になっているわけですね。これについては既にご説明いただいております、たしか後期高齢のほうの支援金の算定方法か何かの関係でプラスマイナスちゃらだということなので、実質的には減額ではないということでしたかご説明いただいたんじゃないかなと思います。この先のことなんですが、これは25年度の予算になるのかとも思いますけれども、特定健康審査の受診率の関係で、支援金の額が上下に変化する可能性があるわけですね。そういった場合も、国庫補助の金額算定に影響が将来的にも出てくるのかどうかという点が2番目です。

それから3番目は、先ほど任継の標準報酬月額の変動の資料があったかと思いますが、任継というのは必ずしも全員がアッパーリミットじゃなくて、アッパーリミット以下の任継の方もいるので、平均すると月ごとに若干変動しているという理解でよろしかったかどうか、これは一応確認です。

最後になりますけれども、資料1 - 4の2ページのほうで、23年度の保険料率について必要な場合には一定の準備金を取り崩すことを前提としてというご提案でございますけれども、この準備金については統合に当たっての経緯もあることですので、もし仮に取り崩す必要が生じた場合、予測される場合については、船員保険協議会の中でどういう取り崩し方をするのかということをご十分諮っていただいて、合意の上で取り崩すと、このような手続をぜひ踏んでいただきたいなというふうに思います。これは意見です。

以上です。

岩村委員長 多分、協会のほうで答えいただける部分と保険課長のほうで答えいただかないといけない部分があるかと思いますが、最初にまず協会のほうで答えいただける部分についてお願いしたいと思います。

では、高原理事。

高原理事 では、幾つかご質問をいただきましたので。

まず出産育児一時金につきましては、今、暫定措置として原則38万円の出産育児一時金を42万円に引き上げていますが、法令上は平成23年3月までの暫定措置ということになっ

ているものの、現時点の見通しとしては継続する可能性が高いということで、財政的に少し堅目に見込むという意味で、この試算におきましては暫定措置が来年度も継続するというで試算をさせていただいています。

2点目の保険料収入ですが、この保険料収入の減の一番大きな要因は、先ほどもご説明させていただきましたようにやはり加入者数の減、それから標準報酬の問題、であろうかと思いますが、やはり一番大きいのは被保険者数の減ということでございます。清水委員ご指摘の点は、基本的には国庫補助については中立的なものになるかと思えますけれども、この点については将来的なことも含めて後ほど保険局から補足でご説明いただければと思えます。

3点目の任意継続の関係ですが、これは基本的に清水委員ご指摘のとおりだと認識しております。

4番目のご意見につきましては、これはご意見を踏まえて今後よくお諮りをしていきたいと思っております。

岩村委員長 保険課長。

吉田保険課長（厚生労働省） オブザーブさせていただいております厚生労働省保険局の保険課長でございます。

今のご質問の範囲においては、高原理事からのお答えで尽きておるかと思えますが、若干もう少し先々の動きにつきましては、別途、資料を本日用意させていただいておりますので、お許しいただければ一連の議事が終わった後、ご報告をさせていただければと思えます。また、そのときに何か不足あればご質問いただければと思えます。

岩村委員長 それでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

江口委員、どうぞ。

江口委員 初めてお話しさせていただきます。

資料1 - 4ですが、現行保険料を維持することとした場合、私どもにとっても非常によいことと思えます。しかしながら、『事業運営の効率化の努力を行うことを前提とした上で』ということが明記されておりますが、私どもの会社の中で、療養給付金の支給が前年に比べて非常に遅れている事が数件起こっており、担当者からサービスの低下がみられるというふうな話を聞いております。事業運営の効率化をすることは非常に望ましいことだと思うのですが、そういうところまで熟知され、効率化を熟考されるよう、お願いがありまして、お話しさせていただきました。

岩村委員長 高原理事、お願いします。

高原理事 今、江口委員からご指摘ありました給付の事務の遅れにつきましては、後ほど22年度の上半期の状況、それから下半期の取り組みについてご説明をさせていただきますが、確かに移管当初、かなり事務が遅れていたというのは事実でございます。現在では、

かなり改善を図ってきているつもりでございますが、これにつきましてはまずお詫び申し上げますとともに、今後、加入者の皆様にご不便をかけないように努力をしてまいりたいと思っております。

それから経費の節減の点ですが、これにつきましては移管に伴う一時的な経費、例えばシステム開発の経費といった一時的な経費も一定程度ございますので、そういうものは合理的に精査をしていけば、かなり節減が図られるのではないかと考えております。

あと、そのような経費の合理的な節減努力と、予備費相当額として2億7,000万程度計上しておりますので、大体予備費相当額の準備金を取り崩すことにより、疾病保険部分は実質的には24年度に赤字のツケをで送らなくても何とか帳尻が合うのではないかという見込みを現時点では持っていることを、付け加えさせていただきます。

岩村委員長 よろしゅうございましょうか。

清水委員、どうぞ。

清水委員 江口委員のご質問に関連して、1点お伺いしたいと思います。

労災の給付と当船保の給付でまたがるケースがあるわけですね。労災のほうで業務上認定はされているけれども、さまざまな理由で実際の休業補償給付がまだ支給されていないといった場合に、船保の休業手当金のほうは、やはり実際に労災のほうから給付が支払われないと出ないものなののでしょうか。それとも、業務上の認定がなされていれば船保のほうはすぐに給付されるのかどうか。非常に細かいことで恐縮なんです。

岩村委員長 事務局のほうで、よろしいですか。

高原理事 お時間をいただきますが、ただ、いずれにしても労災サイドと相互の連絡体制をとるような形にはして、できるだけご不便をおかけしないようにしております。

神田次長 ただいまのご質問の件ですが、船員保険のほうは労災のほうの決定の情報をもって船員保険のほう給付をするという形になりますので、今のご質問の答えとすれば、労災の決定がない場合は船員保険のほうは保留状態といいますか、まだ決定できないという状況になります。労災の状況は定期的にもらうような連携は図っております。

岩村委員長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(はい、いいです)

岩村委員長 ないようでしたら、平成23年度の保険料率につきましては、今、事務局のほうから説明がありました内容で、この後、事務局のほうで進めていくということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして事務局のほうから、船員保険の中期的財政収支の見通しにつきまして説明をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

神田次長 それでは資料1 - 5、船員保険の中期的財政収支見通しについてをござん

ただきたいと思います。

まず初めに検討の趣旨でございますが、船員保険を加入者集団として見た場合に大きく2つの特徴がございます。

1つは規模の縮小という問題。これにつきましては資料の3ページをごらんください。被保険者数の推移でございますが、加入者数1971年（昭和46年度）をピークにいたしまして、ずっと減少傾向が続いております。昭和46年、一番左端ですが、汽船等で14万8,000人、漁船が12万人、全体で26万8,000人おりました。これが平成21年には、疾病任継を除いた数字でございますが5万8,000人弱となっております。

それからもう1つの大きな特徴、高齢化の進展というのがございます。これにつきましては資料の4ページをお開き願います。中高年齢者の割合が高く、協会けんぽや組合健保を見ますと、30代とそれと50代に2つの山があるというふうになっておりますが、船員保険につきましては50代後半に1つの山、しかもかなり割合が高くなっているというような状況でございます。これら2つの特徴がございます。

1ページにお戻りいただきまして、こうした特徴でございますが、特に高齢化の進展というのは財政面でマイナス要因となりますので、中長期的な財政収支見通しを踏まえた事業運営のあり方を考えて実施することが重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、今後5年程度の中期的財政収支見通しを検討することといたしまして、今回初めてでございますが、今回は加入者数の推移ということで推計を行ったところでございます。推計に当たっての前提といたしまして、被保険者数の推移につきましては、平成19年から21年の過去3年間の年齢別の伸び率なり減少率、それがそのまま推移すると仮定いたしました。推計の基本的な枠組み、あるいは推計方法につきましては2番にあるとおりでございます。

その結果でございますが、2ページの3番、推計の結果でございます。

まず被保険者数につきましては、23年度以降、毎年1.4%から1.7%の範囲で比較的なだらかに減少いたしまして、28年度には5万5,000人余りと推計しております。なお平均年齢につきましては、高齢者の脱退率が高いということもありまして、年々下がってきております。

それから次の被扶養者数につきましても、若干被保険者数の伸びは上回っておりますが、28年度で7万人余りと推計しております。

続きまして資料の5ページをごらんください。年齢構成の推移のグラフになります。平成13年には50代前半にあったピークが、平成20年には50代後半に移行しております。その後、平成23年、28年とピークは50代後半と変わりはございませんが、山は大分なだらかになってくるといふふうに見込んでおります。

それから、次の6ページでございますが、制度別の被扶養者の年齢構成の比較でございます。被扶養者につきましても、船員保険の年齢構成のピークは他の保険者と比較して比較的高齢となっております。

それから次の7ページ、これは被扶養者の年齢構成の推移でございます。こちらのほうは平成23年、28年になってもそれほど大きな変化はないというふうに見込まれます。

それから最後の8ページの資料ですが、これは年齢別に取得喪失による増減率の推移をあらわしたものでございます。ごらんいただきますと、5歳ごろまでは加入、脱退によるトータルの人数はプラスのほうを維持して増えておりますが、50代前半ぐらいでほぼ人数のバランスがとれております。50代後半から急激に減少率が高くなると、こういった状況でございます。

以上の資料が、中期的財政収支の加入者集団の見通しについてお示したものでございます。また、今後、標準報酬、あるいは医療給付費の見通しをお示しいたしまして、これらを踏まえた中期的収支見通しにつきまして検討していくこととしております。

以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました船員保険の中期的な財政収支の見通しにつきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

(はい)

岩村委員長 ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に進みたいと存じます。

議題の2番目でございます。船員保険事業の実施状況、特に平成22年度の船員保険事業の実施状況とその取り組みということでございまして、これについても資料が提出されておりますので、まず事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

神田次長 それでは、資料2をごらんください。

22年度の船員保険事業の上半期の実施状況及び下半期の取り組みでございます。

左側の欄に事業計画の重点事項、真ん中の欄が上半期の実施状況、右側の欄が下半期の取り組みになります。

22年度につきましては、協会における安定的な船員保険事業運営基盤の早期確立というのを目指しております。全体といたしましては、おおむね事業運営が軌道に乗ってきている反面、業務を本部一括処理方式を採用したということもございまして、加入者あるいは船舶所有者の皆様に対する周知徹底の難しさ、あるいは申請書にかかる処理期間短縮の限界など、課題も見えつつあるような状況でございます。

それでは、資料に沿いましてポイントだけ説明させていただきます。

まず1ページ目1の(2)、上半期の大きな事業でございました保険証の切り替えの実施でございます。関係団体の皆様のご協力もございまして、特に大きな混乱もなく7月末

までに無事終了いたしました。

それから(3)、情報提供・広報の充実では、協会ホームページの充実、それから「船員保険マンスリー」というのを発刊いたしまして、毎月発行してきたところでございます。また、シンボルマークの募集につきましても、関係団体の皆様の協力を得まして、機関誌等に記事の掲載を行いました。

下半期でございますが、先般、当協議会でもご意見がございましたが、インターネット以外の紙媒体の広報ということで、船員保険のパンフレットを作成いたしまして関係機関に配布することとしております。本日、お手元にそのドラフト版を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。11月には完成予定でございます。今後、定期的に修正いたしまして作成していきたいと考えております。

それから、資料の2ページ目になりますが、最初(4)、健全かつ安定的な財政運営の確保のところでございますが、上半期におきまして統計システムの開発が完了いたしました。加入者、標準報酬、医療費などの動向につきまして把握、検証する体制が整いましたので、下半期におきましては中期的な財政収支見通しを作成し、当協議会のほうにもご報告を行うこととしております。

それから、次の(5)の準備金の安全確実かつ有利な管理・運用でございますが、これにつきましては6月から運用を開始いたしました。下半期におきましては、執行状況を勘案しながら追加運用を検討していきたいと考えております。

それから2の(1)、保険給付費の適正かつ確実な支払いでは、各種給付につきまして早期の支払いを実施するとともに、傷病手当金支給事務の取り扱いの標準化などにより給付の適正化を実施してきたところでございます。

それから、次のサービススタンダードにつきましては、当初、上半期において15営業日の目標を定めておりましたが、7月から9月、掲載しておりますが、ほぼ目標を達成できたということで、下半期におきましては、この15営業日を10営業日に改めまして100%を目指すこととしております。

それから、少し飛びまして4ページの2つ目の(4)、保健・福祉事業のあり方の検討でございます。これにつきましては、船員労使参画のもとに上期3回のワーキングを開催させていただきました。下半期におきましては、特に保健医療事業に焦点を当てて検討を行うとともに、利用者のニーズ調査、アンケート調査の方法などにつきまして検討を行うこととしております。

次の4の組織運営及び業務改革、これにつきましては協会全体の取り組みになります。特に船員保険部といたしましては、5ページのほうの(3)の真ん中の欄の上から3つ目の「 」で、月1回程度、外部講師による部内職員の勉強会というのを開催いたしまして、職員の専門性、資質の向上に努めてきたところでございます。当協議会の委員の皆様にも何名かの方にご講師をいただきまして、ありがとうございました。

それから最後の(6)、制度改正関係記録の整理等につきましては、上半期においてシ

ンボルマークの募集を行い選定したところでございます。下期におきましては、制度改正関係の記録の整理や、あるいは19年改正に関する座談会を開催したいと考えております。

資料2につきましては以上です。

岩村委員長 ただいまご説明いただきました平成22年度の船員保険事業の実施状況につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、シンボルマークの説明をお願いします。

神田次長 続きまして、資料3をごらんください。

船員保険のシンボルマークでございますが、これにつきましては関係団体の皆様のご協力を得まして8月末までに募集を行いましたところ、226点の応募がございました。当初は応募が少ないのではないかと心配しておりましたが、下は11歳から上は85歳ということで、非常に幅広い層からの応募がございました。10月18日に外部の専門家を交えまして選考委員会を開催いたしまして、最優秀作品(採用作品)と佳作作品の選考を行いました。

今後、協会ホームページや関係団体の機関紙等のご協力を得まして広く公表するとともに、当協会のパンフレットや封筒などに活用する予定でございます。

裏面の2ページ目に選ばれた作品を掲載しております。わかりやすく親しみやすい作品になったのではないかと考えております。

なお、今後、専門家のご意見も伺いながら、必要に応じまして微修正の上、マークを決定していくこととしております。

岩村委員長 ありがとうございます。

今の点について何か、シンボルマークの感想でも結構でございますけれども。

小坂委員 非常にいいマークだと思っています。

岩村委員長 私もちよっと拝見させていただいて、最優秀作品は非常にいいのではないかというふうに思いました。これがまた使われて、少し船員保険のイメージというものが皆様方に理解していただけるというようになればよろしいかと思っておりますので、ぜひ事務局のほうでも積極的に、せっかくなつくたものですから活用していただければというふうに思います。

そのほか、この点について何かございますか。

よろしゅうございましょうか。

(はい)

岩村委員長 それでは……あと1点ございました。

神田次長 最後に、参考資料というのをお配りしておりますので、その説明を若干させていただきます。

8月に厚生労働省から公表されました、平成20年度の特定健康診査・特定保健指導の実

施状況の概要でございます。

特定健診の実施率につきましては、全保険者平均で38.3%ということですが、船員保険のほうは残念ながら最も低く22.6%という状況でございます。それから、特定保健指導につきましては、全平均で7.8%ということでまだ低調でございますが、船員保険につきましては2番目に高く7.2%という状況でした。

それから3番目、4番目の内臓脂肪症候群該当者、それから4番目の予備軍者でございますが、これにつきましては船員保険が最も高い数値でございます、それぞれ21.8%、あるいは19.7%となっているところでございます。したがって、今後は受診率の向上対策、これとともにメタボ対策といえますか、健康づくり事業にも力を入れていく必要があると考えておりました、来年度の事業計画にも反映すべく、事務局としても検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

この参考資料のデータについて、何かございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(はい)

岩村委員長 ありがとうございました。

それでは、今度こそですが、厚生労働省のほうからご提出いただいている資料につきまして、保険局のほうでご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

吉田保険課長(厚生労働省) 改めまして、保険課長でございます。

本日この機会を得まして、私どものほうから大きく3つの固まりについて、最近の動きなどご報告をさせていただきたいと思っております。

まず柱の1つ目は、厚生労働省資料1と右肩に書いてございます横紙。先日、厚生労働省として取りまとめました23年度概要要求のご報告を兼ねて、船員保険に対する補助金の考え方を整理させていただきました。

関係者の皆様方ご案内のように、「資料1」にありますように平成元年度より30億円定額という形での補助をこれまで設けさせていただいておりました。本年22年度におきましては、昨年の暮れぎりぎりのところで決まった話ではございましたが、協会けんぽ、とりわけ健康保険事業のほうの財政窮迫などがあり、法律改正を前提とする暫定的な財政特例措置を講じることといたしました。その中で2.の1つ目でございますように、特に船員保険に関係するものとしては、22年度から24年までの3年間に、後期高齢者支援金について被用者保険各制度の間で、その3分の1について総報酬割を導入する形になったところでございます。この8月からこのような形で運営をさせていただいております。

そういたしますと、船員保険制度は、従来の加入者割でありました支援金負担額よりも、最終的に1億5,000万ほど負担が減るという形になってございました。私どもとしてはこの支援金1億5,000万の負担減 - これは結局、ほかの被用者保険の方々のご負担という形

になりますけれども - ということを踏まえまして、従来の30億円の定額補助に、この部分をいわば対応させていただいて、最終的に船員保険の制度にとって今回の見直しがニュートラルとなるような補助金額として、28億5,000万円を22年度に計上させていただきました。

23年度はこの措置が、22年度は8カ月分の措置でございましたものが、満年度化する。要するに12カ月分になるということで、いわば支援金の総報酬割の拡大に応じて、船員保険のほうでのご負担額が、最終的には2億2,000万円の負担減が生じますので、それに対応した形で23年度の概算要求における補助金の要求をしているところでございます。そういう意味では、今回の制度改正の影響を、船員保険については従来手当てをさせていただいておりました補助と合わせて、全体としてニュートラルな形で考えさせていただいているということでございます。

なお、一番下にございますが、参考までに申し上げれば、健康保険分につきましても、同じように総報酬割とそれに見合う形での国庫補助についての減額させていただいているということをご報告させていただきたいと思っております。

これが3つの柱のうちの1つ目でございます。

説明を続けさせていただいて、後ほどまた何かあればということでお許しいただきたいと思っております。2つ目は、厚生労働省資料2 - 1及び厚生労働省資料2 - 2という形で、資料2つ用意をさせていただいております。高齢者医療をめぐる議論についてのご報告でございます。

新聞報道等ご案内のように「資料2 - 1」にございますように、現在、厚生労働省は大臣主宰の高齢者医療改革会議、この会議の委員長でございます岩村先生に座長をしていただきながら、これまで精力的なご議論を積み重ねていただき、8月20日には『中間取りまとめ』をし、現在、2巡目の、より詰めた年末までの議論を行っていただいているところでございます。

「資料2 - 2」をごらんいただきます。その1ページ目でございますが、大きな流れとしては現民主党政権が掲げてございます現在の高齢者医療制度の廃止、それに伴う新しい制度の施行というものに向けて、具体的には25年4月での新制度移行を前提に議論をお願いしているところであり、現在、今年末に向けての取りまとめに向けて最終的なご議論をいただいている状況と承知をしております。

4ページに飛んでいただきますと - この場において詳細なご説明をさせていただくのは、時間の関係もありはしらせていただきますが - 加入関係として現在独立しております後期高齢者医療制度から、それぞれ国民健康保険、あるいは被用者保険に適用を変えていただくということを基本に、これに伴う財政調整、費用負担のあり方についての見直しなどもあわせてご議論いただいているところでございます。

船員保険制度につきましては、現在2010年の時点で75歳以上の者といたしましては、船員保険の中の65歳以下の方々に扶養されている、被扶養の方が約1万人おられます。この

1万人の船員保険の被扶養者については、20年以降の今の高齢者医療制度においては、独立型として、後期高齢者制度に入っただけです。今度の改革をいたしますと、それが親元といいたまいますか、船員保険に戻ってまいりますので、船員保険のほうに被扶養者1万人の移動が生じるということが、まず適用関係、足元の見込みでは推計されております。

これに伴い、全体としての後期高齢期にあります75歳以上の方々の医療費の持ち合いをどうするか。議論の中では、全体的な総報酬割を全面的に導入してはどうかという議論を行っていただいておりますし、65歳から74歳の年齢層におられる方々の医療費については、現行の制度を念頭に置きながら議論をしていただいているという状況でございます。新しい制度に移行するに当たりましては、やはり船員保険制度にも一定の影響が生じるかと思っておりますが、このような議論の中で、今後、年末に向けてのご議論があるということで、現時点における状況をご報告させていただきました。

これが報告事項、柱の2つ目でございます。また、『中間まとめ』、あるいはそれ以降の議論については、ホームページなどでごらんいただけるような形にはなっておりますので、ご参照いただければと思います。

最後、お手元の資料で言えば、厚生労働省提出資料3でございます。それ以外の船員保険制度にかかわる医療保険制度全体についての制度議論についての進行状況について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

厚生労働省資料3でございますように、特に本日取り上げさせていただきましたのは、「高額療養費」あるいは「出産育児一時金」、さらには「傷病手当・出産手当」などの議論でございます。

「資料3」の1ページ目でございますように、社会保障審議会医療保険部会におきまして、ここに書かせていただいただけでも、この7月以降、数回にわたりそれぞれのテーマについてご議論をいただいております。特にきょう、資料として抜粋いたしましたのは、1つは「高額療養費制度関係」であり、1つは「傷病手当金関係」であり、1つは「出産育児一時金関係」 - これは先ほどご質問のあったことにも関係するかと思っておりますが - 議論があるということで用意をさせていただきました。

資料の2ページ目からが、いわば高額療養費見直しの議論の関係でございます。実は昨日も審議会においてご議論をいただいたところでございますが、現在この審議会におきましては、お手元の資料7ページ目をごらんいただければと思っておりますけれども、現在、この高額療養費制度につきましては、そこに掲げてございますようないろいろなご要望をいただいております。運用の問題から制度対応が必要なものまでいただいております。当然、制度改正を行うに当たって財政影響の出るようなご提案あるいはご要望もあることから、その前の3ページ目以降、具体的に、例えば給付改善を行ったとするとどのような影響が出るか、あるいはそれに見合う全体としての財源を確保するためには、一方でご負担を今以上にお願いするというような仕組みがあるのかというようなご議論をいただ

くべく、幾つかの試算もさせていただいているところでございます。また、個別の疾病に対しての配慮というものを求められているご意見もあるということでございます。

いずれにいたしましても、このような議論を私どもとしては年内に一つの方向性を出すべく、ご議論を引き続きいただく予定になっているというのが高額療養費の関係。この資料が13ページまで続いてございます。

ご報告をいたします2点目の項目として、傷病手当金及び出産手当金についても、この医療保険部会においてご議論をいただいております。具体的には資料の14ページからということでございますが、特に現金給付と言われる部分につきましては、9月8日の医療保険部会において、協会理事長であり医療保険部会委員でもあられます小林委員のほうから具体的なご提案をいただき、例えば支給限度額を設定する、あるいは支給に当たっての加入期間要件を設定する、あるいは保険者として傷病手当金、出産手当金の適正給付を確保するために医師や事業主の方々に対する一定の質問、調査を行うための規定を明確化できないかというようなご要望もあり、議論をさせていただいているところでございます。

具体的にその見直しに当たってということでございますが、資料18ページ目 - これは今回の9月、10月にご議論をいただくに先立って、昨年のももご議論があったということそのままいわばスライドして、ことしの秋の議論にも供しておるところでございますが - 先ほど申しましたように、支給額に上下限が設定できないか、加入期間要件が設定できないか、あるいは保険者単位でそのあたりの自由度ができるような仕組みができないかという提案をさせていただき、昨年のもも段階では、次の19ページに掲げたような各委員の方々からのご意見をいただいて、年末の時点では差しかけとなっておりますものを、改めてこの秋にご議論をいただいているという状況でございます。

傷病手当金あるいは出産手当金のうち、出産手当金は陸と海で若干制度が違っております。、ご案内のように船保につきましては期間について船員法の規定を踏まえた対応になってございますので、完全に並んでいる仕組みではないかと思っております。しかしおおよそ制度改正についてはこれまでも同じような対応をしてきたということでございますので、これから医療保険全体としての傷病手当金の扱いの議論の進捗に応じまして、船員保険、労使関係者の方々のご意見も聞きながら、船員保険制度において対応が必要になるのかどうか、またご意見、ご相談をさせていただくというふうに思っております。

なお、出産手当金につきましては、政府全体では内閣府を中心に「子ども・子育て新システム」という議論が今、行われているところでございます。きょうは資料を特に用意してございませんけれども、いろいろと多岐にわたる改正項目の中で、端的にあえて申し上げれば、例えば医療保険、あるいは雇用保険、あるいはいわゆる保育をはじめとする福祉サービスなどなど、いろいろな形で子育て支援として行われているサービスや、そのために動いているお金の流れを、なるべくすっきりして一元的に市町村を中心に自由度の高い形でできないだろうかという趣旨からのご議論が続けられているというふうに承知をしております。その中の一つの考え方としては、医療保険における出産手当金と雇用保険にお

ける育児休業に当たる給付などについてを、もう少し一貫性のある一元的な制度に再編できないかというご議論も続いているやに承知をしております。

まだ具体的な形、私ども保険局としても承知をしているわけではございませんので、こういうものだ、こういう議論だということを本日ご紹介するには至っておりませんが、そのような動きがもし政府全体として具体化していけば、それに伴う船員保険としての対応ということについても、これまた労使の皆様方、関係者の方々のご意見を聞いて、制度化に向けた必要な対応していくということになるということ、本日は中間報告として申し上げたいというふうに思います。

3項目としましては、お手元の資料の21ページ目、先ほどご質問もございました出産育児一時金の関係について議論をさせていただいているところでございます。具体的には、この出産育児一時金について、医療保険部会においては3つの方向でご議論をいただいております。

1つは、現在、暫定的に42万円に引き上がっている額を23年度以降どうするか。具体的には、資料22ページをごらんいただきますと、平成18年当時30万円だったものを35万円に上げ、先ほど清水委員のお話の中にもございました産科医療補償制度の導入に伴い38万円にし、その後、少子化対策の緊急性ということから21年10月から22年度末までの暫定措置として42万という形で引き上げているところでございますが、この暫定措置後、23年度以降この額をどうするかというのが議論の1つでございます。

2つ目の議論といたしましては、これに対して当時の経緯からすれば、政府として通常のルール、保険料でこれについてご負担をいただくというだけではなくて、国も挙げて支援をするということから、被用者保険の皆様方に対しても一定の財政支援をしているところでございますが、それを今後どうするかという議論も2つ目としてございます。さらに3つ目には、この出産育児一時金の支払いについて、従来の申請請求をしていただいてからお支払いをするという仕組みから、なるべく妊婦の方、産婦の方にご負担をかけないようにということで「直接支払い方式」を現在、原則として運用しているところでございますが、その継続について関係者、特に医療関係者の方々からいろいろなご意見、ご批判もいただいているところでございますので、それをどうするか。額の問題、支援策の問題、支払い方法の問題という3つのテーマについて、この出産育児一時金についても医療保険部会においてご議論いただいているところでございます。

これにつきましても、我々事務局としては年内に一定の方向をお願いし、23年度、来年度以降の対応に備えたいということですので、引き続き医療保険部会においてご議論をお願いしたいということであるというご報告でございます。

少し長くなりましたが、1つ目が国庫補助の概算要求状況、2つ目が高齢者医療改革会議の動き、そして3つ目が医療保険全体の動きとして高額療養費、傷病手当金、出産手当金、そして出産育児一時金についての、現在、国における検討状況などをご報告させていただきました。

岩村委員長 ついでに、先ほど清水委員からご質問があった、特定健診に伴う支援金の増加減の問題について、今の議論の状況をちょっとだけご説明いただければと思います。

吉田保険課長（厚生労働省） お手元の厚生労働省資料3について、1ページ目をご覧いただきますと、特定健診、特定保健指導については大きく2つの論点があるかというふうに思います。

1つは、先ほど清水委員からお話ございましたように「支援」の問題。どのような形で保険者が行っていただいております特定健診、保健指導に対して支援をするかという、国としての支援策のあり方。もう一つ、現在、高齢者医療の確保に関する法律に書いてございます、25年度までにこの特定健診、特定指導というものに目標を立てて、それに向けての実施をお願いし、その実施結果をレビューをして、結果によっては高齢者医療に対する支援金について加減算を行うという仕組みがございまして、その加減算のあり方、あるいはその加減算に伴うレビューの仕方などについてもいろいろなご議論がございまして、それに対してどういうふうに考えるかということも議論をしていく。特定健診、特定指導をしていただいている保険者に対する支援策と、今の法律上の枠組みとなつてございます25年度以降の支援金に対する加減算という仕組みを、どういうふうに今後制度として考えていくかという2つの議論もあわせてなされているということをご報告申し上げたいと思います。

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました厚労省からの3つの点について、ご意見、あるいはご質問がありましたらお願いしたいと思います。

清水委員、どうぞ。

清水委員 ご説明どうもありがとうございました。

いずれもすごく大きな問題ばかりだなというふうに思いながら伺いました。

それで、船保の場合は、一般制度がいったん決まると、今後はそれに対してフォロワーの立場になって、ほとんど同じような形で見直しがされざるを得ないのか、そうじゃなくて、船保は船保の立場でそのような議論をもう一度することができるのか。例えばこの協議会でこういう話が議論できるのかどうか、どうなのかなということをごちょっと思いました。

例えば、19ページの小林理事長さんのご意見についても私は私なりの別の意見を持っておりますので、顔を合わせているこういう席であれば、ぜひ議論をしたいなという気もしますけれども、多分そういう話はこの場にはなじまなくて、恐らく清水がそういう意見を持っているならば、連合のしかるべき協議の場で議論をして、その上で医療保険部会とかそういうところに持ち込めと、こういう流れになるのかなという気もいたしますが、ただ、船保にとっても影響は非常に大きいと思うんですね。それから船保独自の部分もありますので、必ずしも一般制度に単純にフォローすればいいということだけで済むのかどうかね。

その辺は、医療保険部会だとか、そういう一般制度を議論する場で船保についてはどう

なんだという議論を、それはそれでやっていただいた上でのことであれば、それは一つの進め方だとは思いますが、船保についての議論が何もできないまま、ただ一般制度がこうなったからということで、この先いいのかどうかということ、ちょっと問題意識として今、説明をお伺いしながら感じたところでございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

多分、傷病手当金について小林理事長か、あるいは協会の方どなたか、これがなぜ問題かということについてちょっとご説明いただいたほうが、多分背景がわかるのかなというふうに思いますが。

では、貝谷理事に説明していただきましょうか。

貝谷理事 傷病手当金関係で、今、座長のほうからお話ございましたように、医療保険部会等におきまして、私ども小林理事長のほうから要望申し上げております。

先ほど課長のほうからお話ございましたけれども、厚生労働省資料3の14ページをもらいいただいて、これは主に私どもは健康保険事業の運営の中で直面している問題を、何とか制度的に対応してほしい、解決してほしいということをお願いをしておる点でございます。特に傷病手当金、疾病によって労働ができないという状況の中で現金給付を出すとそういう制度になっておりますので、適正な運用という観点から大変悩ましい問題を幾つか抱えております。

特に1番、2番共通いたしますのは、1番の1行目ですね。現在の制度体系でございますと、標準報酬、これは一番高いところが121万円というランクがございます。傷病手当金そのものは、当該者の標準報酬の3分の2を毎月支給するとこういう規定になっておりまして、そうしますと一番高い121万の月給の方につきましては、ここに書いていますように約81万の傷病手当金が支給をされる、こういう制度になっております。81万円がそのまま来るといって考えますと、それはそれで一つの制度かと思いますが、一方で、比較的高い水準かと受けとめていまして、こういった制度の適正な運用がなかなか実は現場では難しい面が一部見られます。

例えて申しますと、121万という高い標準報酬、この報酬が継続して実態も伴っていれば別だと思いますが、中には不正のケースもございまして、今まで低い報酬の方が、詐称といいますが、実態がないにもかかわらず121万円の報酬に引き上げて、引き上げた直後に何らかの疾病が生じたということで申請をし、そしてここで書いていますような81万円の傷病手当金の受給をすると、こういう事例が、全体の中から見ますとそう高くはないんですけれども、特に一番高い121万円の報酬というランクを見ますと、全体の傾向からしますと、直前に入って、そして81万円という一番高い傷病手当金を受給される、その比率が極めて特異的に高くなっているんですね。自然な動きではなくて、何か特異的な高さでそういうケースが見られるということがあります。

そういう面から見まして、ここに3つありますけれども、支給される最高額が今の社会保障給付全体の水準からすると高い制度になっているということに対して、どう考えるの

か。ここでは、そういう不正を誘発している可能性もあるので、一定の給付の上限を設けてはどうかということを私どものほうで提案をしております。

あわせて、2点目でございますけれども、直前に急に高い報酬に上げてそして受給をするという、そういった面が弊害を生んでいるということでもありますので、一定の加入実績、半年とか1年とか、何らかの一定の加入というものを受給の要件としてはどうかということもお願いをしているところでございます。

改善の方法はいろいろあると思いますが、私ども財政も大変厳しいですし、それから公平性という問題から、できるだけこういう不正ということ防止しながら、それを誘発しないような形での制度設計ということは今、行政当局にお願いをしているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

岩村委員長 高原理事、どうぞ。

高原理事 私ども協会は船員保険の保険者としての顔もでございますので、船員保険の保険者としての立場から若干申し上げます。先ほど協会けんぽについて、貝谷理事からご説明があったような不正受給の実態が船員保険についてあるのかどうか、私ども当然気になりましたので、実態を私どもで把握している範囲で調べましたところ、不自然な不正受給というのは実態としてはありませんでした。協会けんぽに比べると船員保険の場合、被保険者の顔が見えやすいというところが違いとしてかなり大きいのかなと思っております。

それから、加入期間の問題につきましては、特に漁業の場合には漁期の関係で、脱退、再加入といった移動の関係等々ございますので、やはりそういう協会けんぽあるいは一般的な健康保険と船員保険の状況なりニーズの違いというのは、これは踏まえておく必要があると思っておりますので、その点は私ども船員保険の保険者として、制度を所管する保険局に対して、必要な情報提供なり考え方は申し上げていきたいと思っております。

岩村委員長 どうもありがとうございました。

いずれにしろまだ、先ほど保険課長から説明ありましたように、この件については何か一定の方向性が出ているということではございませんで、きょうの資料にもありますように、いろいろなご意見がそれぞれ出ているというような状況でございます。ですので、なかなかこの場でその問題をどうするかということはちょっと議論できないのですが、それぞれ連合なり関係団体を通して、船員保険のそれぞれのお立場というものをお伝えいただければ、また、それが適切な形で医療保険部会のほうに反映されればよろしいかなというふうに思いますので、その辺、何とぞよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

他方で、この問題そのものはうやむやにできない、重大な問題でありまして、今、インターネットの時代、すぐにこういうのはこうやるとこういうことができるというのが、わっと出るんでね。ですので、やっぱりちょっとこれは対策をせざるを得ないというふうに客観的には思われます。他方で、ではどうというのが一番真っ当な被保険者の方に影響が及ばず、しかし不正受給を防止できるかということを考えなければいけないので、その辺、

ぜひお知恵等がありましたら、しかるべくご伝達をいただければというように思います。  
いかがでございましょうか。ほかにございませうでしょうか。

どうぞ、大谷委員。

大谷委員 小林理事長、随分いろいろご苦勞いただいて、協会けんぽのほうも国庫補助率は今16.4%、それにしても保険料率は9.34%ということで、やはり同じところがやっけてもかなり差があるわけですけれども、これは付則に従って16.4%ですが、これは本則に戻していただけるように、厚生労働省へお願いしていただいているんでせうかね。

岩村委員長 小林理事長、お願いします。

小林理事長 協会本部には運営委員会がございまして、支部には評議会がございまして。大谷委員が今お話しのように協会の運営は非常に厳しく、23年度の保険料率も、今の状況の中では引き上げざるを得ない状況にあり、国庫補助率は本則で16.4%から20%ということになっておりまして、20%に向けた要望を是非続けてほしいという声が非常に多くございまして。したがって、私どもとしましては、既に厚生労働大臣にあてて要望しておりますが、引き続き要請活動をしていきたいと思っております。

岩村委員長 ほかにいかがでございましょうか。

では、清水委員。

清水委員 そういう部分については、船保もぜひ一般と同じようにやっていただきたいと思っております。

先ほど質問したのも、やはり収入構造の中で国庫補助の部分は非常に重要な項目ですよね。あれがないと、安定した船保の運営というのは逆に難しくなってしまう。係数的に見るとそういう関係がありますので、今回形式的に減額になってはいますが、これはもうぜひ確保していただいて、さらに改善できるものであればそれはやっていただきたいと、船保の側からもぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

岩村委員長 そのほか、いかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

(はい)

岩村委員長 ありがとうございます。

その他、この際ということで何かご意見やご質問などございませうでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

事務局のほうは何かありますでしょうか。

高原理事 次回以降の協議会の取り運びにつきまして、現時点で考えていることをお伝えさせていただきますと思っております。

まず、本日、保険料率につきましてはご了解をいただきましたので、この保険料率を前提に23年度の収支予算、それから事業計画を今後練っていききたいと思っております。できれば年度内、可能であればあと2回、協議会を開かせていただければと思っております。

1度は年明けの1月に事業計画の骨子的なものをお諮りをさせていただいて、2月になるか3月になるかわかりませんが、その後もう1度、収支予算、事業計画の確定のための協議会を持たせていただければと思っております。

その過程で、本日、今後5年程度の中期的な財政見通しの第1ラウンドとして、加入者集団の見通しをご報告いたしました。今後、加入者集団の年齢構成の見込みも含めまして、これを前提に収支両面での見通しなども出ささせていただければと思っております。

また、先ほど健診の結果の中でお話もさせていただきましたけれど、来年度以降、制度の健全な運営ということに加えまして、加入者の皆様一人一人の健康のレベルアップのための健康増進、保健事業の積極的な展開、ということを経営の柱に据えていければと思っております。

幸い、労使の皆様にもご参画をいただいております。保健・福祉事業のワーキングがございますので、ワーキングで案を練りまして、年明けの本協議会に具体的な事業計画の方向性についてお諮りをさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岩村委員長 という今後の予定ということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、きょうの船員保険協議会はこれで終了させていただきます。雨の中、お寒い中、ありがとうございました。